

幕別町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 幕別町
事 業 名 : 幕別町農業集落排水事業
策 定 日 : 平成29年3月
計 画 期 間 : 平成28年度 ~ 平成37年度

【はじめに】

幕別町は、平成18年2月6日に旧忠類村との合併により新「幕別町」として誕生し、10年余りが経過しました。

本町における生活排水処理の取組みについては、生活環境の改善、河川など公共用水域の水質保全と衛生環境の向上を目的として、幕別市街を公共下水道事業、札内市街を流域関連公共下水道事業、忠類市街を農業集落排水事業、その他郊外地を個別排水処理事業により行っています。

下水道事業は、幕別市街が昭和59年度より、札内市街が平成元年度よりそれぞれ供用を開始し、忠類市街の農業集落排水事業は平成11年度より供用を開始しています。

これら下水道事業等の処理区域以外である郊外地については、まとまった集落が無く家屋が点在していることから、平成8年度より個別排水処理事業に着手し、各戸に合併処理浄化槽の設置を進めています。

平成28年に策定した「幕別町人口ビジョン」では、本町においても出生数の減少から人口が減少していくことが想定されており、こうした社会経済情勢への対応が求められています。

しかしながら、住民生活に密着した下水道事業等を中心としたこれらの住民サービスについては、地域における特殊事情を踏まえたうえで、今後においても持続的、安定的に継続していく必要があります。

このことから、将来にわたって安定的に事業を継続するために必要な取組みとして、平成26年8月29日付総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」及び平成8年1月26日付総務省通知「経営戦略の策定推進について」に基づき、「幕別町農業集落排水事業経営戦略」を策定するものです。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度（供用開始後年数）	平成11年度（供用開始後17年）
法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	地方公営企業法非適用
処理区域内人口密度	9.99人/ha
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	1地区（忠類地区）
処理場数	1箇所（平成28年3月現在）
広域化・共同化・最適化実施状況*1	

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の

一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	10 t までは基本水量として基本料金とし、基本水量を超える分は超過料金とした料金体系をとっています。			
	(単位：円/月 税込)			
	種別	基本料金 (1月あたり)		超過料金 (1 m ³ あたり)
		基本水量	基本料金	
	一般用の汚水	10 m ³ まで	1,610 円	161 円
	公衆浴場の汚水	100 m ³ まで	4,042 円	40 円
業務用使用料体系の概要・考え方				
その他の使用料体系の概要・考え方				
条例上の使用料 (20 m ³ あたり) *2	平成25年度	3,220 円	(税込)	
	平成26年度	3,220 円	(税込)	
	平成27年度	3,220 円	(税込)	
実質的な使用料 (20 m ³ あたり) *3	平成25年度	3,700 円	(税込)	
	平成26年度	3,680 円	(税込)	
	平成27年度	3,680 円	(税込)	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	5名
事業運営組織	<p>忠類総合支所経済建設課建設管理係</p> <p style="text-align: center;">組織図</p> <pre> graph TD A[忠類総合支所長] --> B[経済建設課長] B --> C[建設管理係長] C --> D[係員(2名)] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	農業集落排水処理施設維持管理業務 乾燥汚泥再生利用業務 処理場施設定期点検業務 農業集落排水台帳修正業務
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	乾燥汚泥再生利用業務において、乾燥汚泥をコンポスト化し、肥料として全量を公園やパークゴルフ場に緑地還元しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※別添のとおり

2. 経営の基本方針

恵まれた自然は、人々にやすらぎとうるおいを与える地域の貴重な財産であり、次の世代に継承していく必要があります。

処理区域の汚水管路への接続により生活排水の適正処理を進めていき、生活環境の改善、河川など公共用水域の水質保全と衛生環境の向上のため、下水道サービスの持続的な提供に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

最適整備構想および処理場施設の定期点検業務の結果に基づき、管路や施設設備の更新を計画的に行い、施設の長寿命化を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

【収益的収入】

主な収入は使用料収入、一般会計繰入金、貸付金元利収入となっています。

使用料収入については、今後の人口減少により、減収となる見込みですが、水洗化率の向上に努めることで減少を抑えていきたいと考えています。

企業債の借入残高は、平成 12 年度で施設の整備が完了し、順調に減少してまいりましたが、平成 28 年度より設備の更新を行うため、計画的で効率的な設備の更新により投資の平準化を図ります。

【資本的収入】

企業債、他会計補助金（一般会計繰入金）を見込んでおります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

処理場における光熱水費、修繕費などの維持管理費は、施設の老朽化に伴い増加することが予想されるので、施設の長寿命化を図る観点から、計画的な修繕を行い、全体的な経費の抑制削減を目指します。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	近接する集合処理区が無いことから、今後も単独で行います。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想および処理場施設の定期点検業務の結果に基づき、更新投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入で維持管理経費、一般会計から繰入金で建設に伴う費用へ充当している状況です。 今後、施設設備及び管渠設備の更新に要する費用が増加することから、健全な経営を維持するため、適正な使用料についての検討に取り組みます。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項	
---------------	--

(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	<p>処理場等における動力費、薬品費、修繕料などの維持管理費は、汚水処理には欠かせないものなので、計画的な修繕により、施設の長寿命化を図り全体的な経費の抑制削減を目指します。</p>
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>計画の期間が10年であることから、半期ごとに更新することとし、概ね5年毎に見直します。</p>
---------------------	--

経営比較分析表

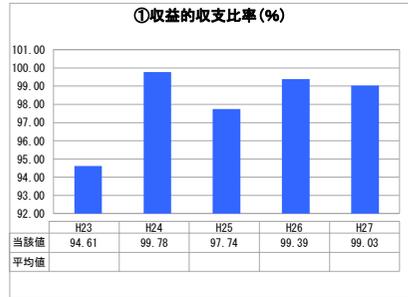
北海道 幕別町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	4.06	82.69	3,220

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
27,423	477.64	57.41
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,109	1.11	999.10

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



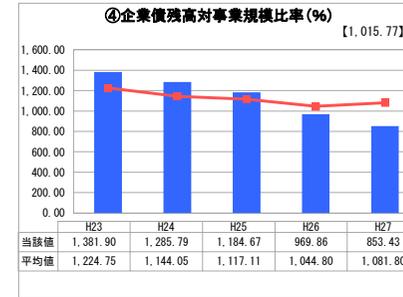
「単年度の収支」



「累積欠損」



「支払能力」



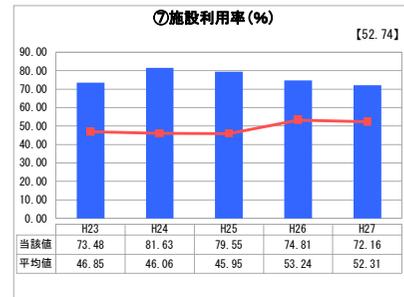
「債務残高」



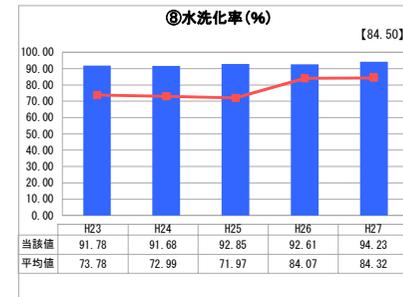
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

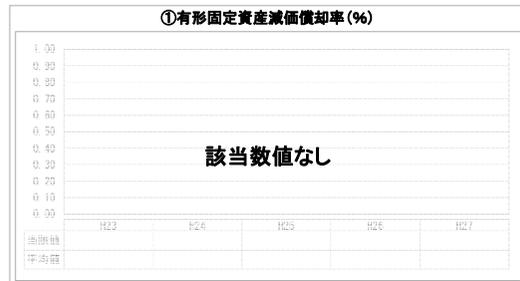


「施設の効率性」

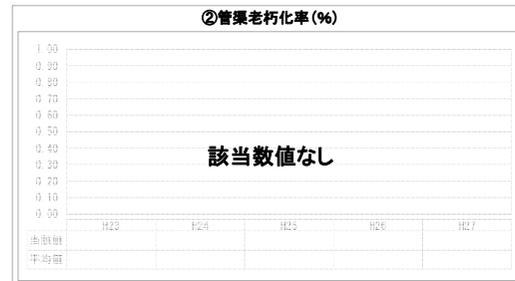


「使用料対象の捕捉」

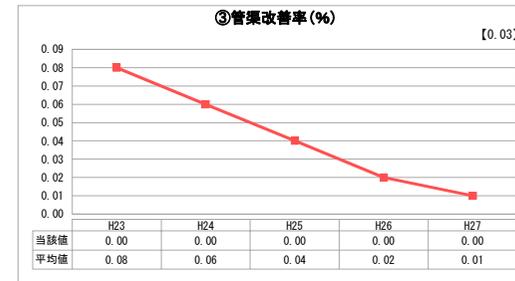
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

資本費については、平成12年度で施設の整備が完了し、新規の投資を行っていない状況にある。処理区域は過疎区域で、水洗化率は横ばいであるが人口は減少傾向で推移していることから、今後の収入の増加を見込むことは困難である。維持管理費については、平成20年度から管理業務を5年間で委託し、平成25年度も同様に5年間で委託を行い経費の削減に努めている。現状では、維持管理が中心となっていることから、企業債の借入残高は順調に減少している。

2. 老朽化の状況について

管渠については、平成6年からの整備で更新時期を迎えていない。施設については、機械機器の計画的な修繕や更新が必要となってくるため、今後、最適化構想による計画的な更新を実施する必要がある。施設本体については、現在のところ更新を必要としていない状況である。

全体総括

今までも計画的に機械機器の修繕を実施していたところであるが、平成28年度から施設設備の更新を計画的に取り組み施設の長寿命化を図る。現状において、企業債の借入残高が順調に減少していることから、料金収入の維持に努め、更新に向けて安定した経営を続けていくことが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

(法非適用企業)

幕別町農業集落排水事業 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
			(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	64,781	62,921	64,495	65,313	67,630	66,847	67,452	66,260	63,850	62,609	62,383	60,839
	(1)	営 業 収 益 (B)	17,385	17,302	16,962	17,106	17,021	16,936	16,852	16,768	16,685	16,602	16,519	16,437
		ア 料 金 収 入	17,385	17,302	16,962	17,106	17,021	16,936	16,852	16,768	16,685	16,602	16,519	16,437
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
	(2)	営 業 外 収 益	47,396	45,619	47,533	48,207	50,609	49,911	50,600	49,492	47,165	46,007	45,864	44,402
		ア 他 会 計 繰 入 金	44,871	45,611	47,526	48,099	50,501	49,803	50,492	49,384	47,057	45,899	45,756	44,294
		イ そ の 他	2,525	8	7	108	108	108	108	108	108	108	108	108
	2	総 費 用 (D)	48,624	46,567	49,240	48,252	50,163	48,906	48,973	47,153	44,187	43,677	43,210	42,784
	(1)	営 業 費 用	42,601	40,967	44,073	43,474	45,884	45,092	45,632	44,235	41,760	41,760	41,760	41,760
		ア 職 員 給 与 費												
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	42,601	40,967	44,073	43,474	45,884	45,092	45,632	44,235	41,760	41,760	41,760	41,760
(2)	営 業 外 費 用	6,023	5,600	5,167	4,778	4,279	3,814	3,341	2,918	2,427	1,917	1,450	1,024	
	ア 支 払 利 息	6,023	5,600	5,167	4,778	4,279	3,814	3,341	2,918	2,427	1,917	1,450	1,024	
	うち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他													
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	16,157	16,354	15,255	17,061	17,467	17,941	18,479	19,107	19,663	18,932	19,173	18,055	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	856	855	4,055	3,255	2,555	4,355	28,355	2,455	855	855	855	855
	(1)	地 方 債 債			3,200	2,400	1,700	3,500	27,500	1,600				
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金												
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6)	工 事 負 担 金												
	(7)	そ の 他	856	855	855	855	855	855	855	855	855	855	855	855
	2	資 本 的 支 出 (G)	16,551	16,973	20,667	20,316	20,022	22,296	46,834	21,562	20,518	19,787	20,028	18,910
	(1)	建 設 改 良 費			3,259	2,463	1,711	3,515	27,553	1,650				
		うち 職 員 給 与 費												
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	16,551	16,973	17,408	17,853	18,311	18,781	19,281	19,912	20,518	19,787	20,028	18,910
(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 15,695	△ 16,118	△ 16,612	△ 17,061	△ 17,467	△ 17,941	△ 18,479	△ 19,107	△ 19,663	△ 18,932	△ 19,173	△ 18,055	

(法非適用企業)

幕別町農業集落排水事業 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	462	236	△ 1,357									
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	659	1,121	1,357									
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,121	1,357										
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	1,121	1,357										
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	99	99	97	99	99	99	99	99	99	99	99	99
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	17,385	17,302	16,962	17,106	17,021	16,936	16,852	16,768	16,685	16,602	16,519	16,437
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	230,973	214,000	199,792	184,339	167,728	152,447	160,666	142,354	121,836	102,049	82,021	63,111

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		44,871	45,611	47,526	48,099	50,501	49,803	50,492	49,384	47,057	45,899	45,756	44,294
うち基準内繰入金		14,330	16,476	14,993	16,260	16,194	16,230	16,322	16,554	16,646	15,431	15,232	13,714
うち基準外繰入金		30,541	29,135	32,533	31,839	34,307	33,573	34,170	32,830	30,411	30,468	30,524	30,580
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		44,871	45,611	47,526	48,099	50,501	49,803	50,492	49,384	47,057	45,899	45,756	44,294